

様式第1号（第6条関係）

淡路広域水道企業団 企業長 様

平成 年 月 日

水道料金漏水減免申請書

給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱第6条の規定に基づき、水道料金の減免を申請いたします。

給水装置 使用場所			
使用者名	⑩	お客様(使用者) 番号	
電話番号		メータ番号	
申請理由	発見し難い箇所からの漏水があり、使用水量が多くなっております。そのため、工事写真（修理前、修理状況、修理後、メータ指示数）を添えて申請しますので、水道料金の一部を減免していただきますようお願いいたします。		
漏水箇所	1 埋設部【 地下 ・ 床下 ・ 壁の中 】※【 】内の該当箇所を○で囲む 2 上記以外で発見し難い箇所【 】※【 】内に具体的に記入		
誓 約	今後は給水装置の維持管理について善良な管理者の注意をもって管理いたします。また、漏水によるものであっても淡路広域水道企業団水道事業給水条例に制定された料金を納付することを誓約します。		
修理日	平成 年 月 日	指針	m ³
修理内容	※修理内容・原因等がわかるように。 (例：老朽化によりVPφ13継ぎ手(ソケット)部分から漏水し、同材質により修理した)		修理箇所(略図)は下記のとおり ※平面的に箇所がわかるように。
修理工事の写真は、別添のとおり（修理前、修理状況、修理後、メータ指示数）注2			
申請理由及び修理内容は上記のとおり相違ありません。			
指定給水装置工事事業者		平成 年 月 日	⑩

※ 注1) 枠内は記入漏れのないようご記入ください。

※ 注2) 必ず写真が必要となりますので、裏面に貼付 又は 別紙(任意様式)に整理のうえ提出してください。

【注意】 以下の場合、減免の対象になりませんのでご注意ください。

- ・露出部分からの漏水
- ・蛇口からの漏水
- ・水洗トイレのボールタップ等の水位調整器具をはじめ、流し台・調理台等、洗面台、浴槽、便器、洗濯機、食器洗い器、洗浄器具などの給水器具本体(ユニット化装置等)の故障による漏水
- ・給湯器等(湯沸器、浄水器等)の給水器具本体の故障による漏水
- ・貯水・受水層等の本体の故障による漏水(ボールタップ等の水位調整器具及び増圧設備等の故障によるものを含む)
- ・指定給水装置工事事業者以外自分で修理した場合

◆なお、上記以外についても対象とならない場合があります。詳しくは「給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱」を参照ください。

《漏水修理写真》

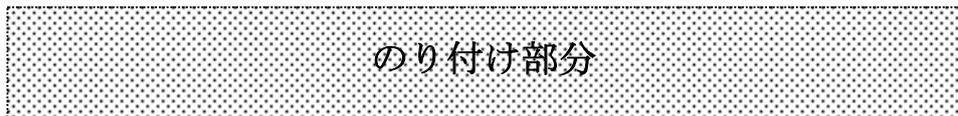
(裏面)

1 修理前



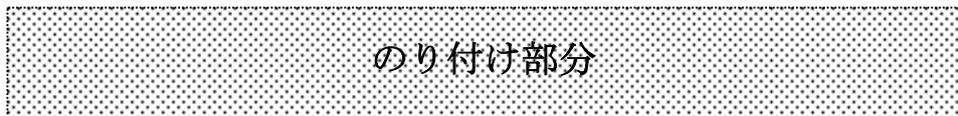
のり付け部分

2 修理状況



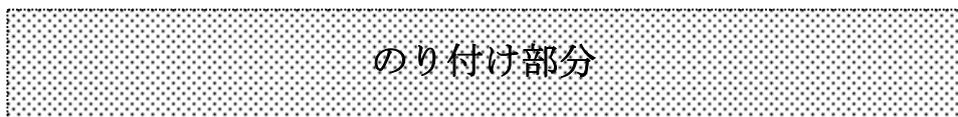
のり付け部分

3 修理後



のり付け部分

4 修理後の
メータ指示数



のり付け部分